

兪吉濬の国際秩序観

——朝貢体系と国家平等秩序の間——

金 鳳 珍

はじめに

本稿の課題は、兪吉濬の国際秩序観を、彼の「邦国の権利」（『兪吉濬全書 I, 西遊見聞』, ソウル：一潮閣, 1971, 所収）という論文を通して考察することにある。「邦国の権利」は、それ以前に著した漢文体の「国権」（『兪吉濬全書 IV』所収）に少し修正を加え、漢字混じりの朝漢文混用体で訳した論文である。「国権」の著作年度に関しては、これまでいくつかの異説があった。たとえば、柳永益の 1883 年、李光麟の 1885 年と月脚達彦の 1887～9 年という説である⁽¹⁾。ただ、これらの説はその推定根拠を正確に提示していない。

鄭容和は、「国権」の一部の文章がデニー（O.N. Denny, 徳尼, 1838～1900 年）の『清韓論』（China and Korea, Kelly and Walsh, Ltd., Printers, Shanghai, 1888 年 2 月）のそれと一致することを証明した⁽²⁾。したがって「国権」の著作年度は、1888 年 2 月から、その混用体訳の「邦国の権利」を収めている『西遊見聞』脱稿された 1889 年の晩春（「西遊見聞序」参照）までの間となる。ただし、その著作年度は 1888 年 2 月（『清韓論』の出版年月）の以前にまで溯る可能性もある。

デニーは、清国の北洋大臣李鴻章の推薦で、朝鮮の外衙門の顧問として 1886 年 3 月に赴任した⁽³⁾。赴任直後、彼はロシア公使ウェーベル（Karl. I. de Weber, 前年の秋に着任）と朝鮮朝廷との密約事件（1885 年の冬～1886 年夏、

第二次朝露密約事件) やこれを牽制しようとした袁世凱の高宗廢位陰謀(1886年夏) などを見聞した。

翌年の1887年の秋に朝鮮政府は朴定陽を駐米公使、趙臣熙を欧州五ヵ国全權大臣として派遣した。この派遣は、朝鮮政府がデニーの勸告を受ける形で行なわれたのである。袁世凱がこの派遣を妨害したため、趙臣熙は赴任もせずに香港から帰国し、朴定陽だけが清国の提起した「另約三端」(赴任後、清国公使の指導に従うという三つの約束) の条件付きで赴任することとなった。着任後の朴定陽公使は「另約三端」を守らなかったが、袁世凱と清国側は、それを口実として朝鮮政府に圧力をかけ、公使一向を帰国(1889年春)させてしまった。

朴定陽事件を契機にデニーは『清韓論』を著し、袁世凱の高宗廢位陰謀と清国側の対朝鮮干渉政策を批判するとともに、清国が宗属関係を利用して朝鮮の独自外交を妨害するのは、国際法やその学説上、不当だと説いたのである。この著作が完了された時期は、おそらく朴定陽公使が派遣された1887年の秋から、著作が出版された1888年2月までの間であろう。

ところで、兪吉濬は出版前の『清韓論』を入手し読んだ可能性がある。というのも、当時、彼は軟禁生活中であったが(1885年12月にアメリカ留学から帰国したが、前年12月に起きた甲申政変の首謀者との関連が疑われ、1892年春まで軟禁生活に入った)、英語ができたこともあり、密かに政府の外交事務に携わっていた。そして1887年まで彼を自宅に軟禁した韓圭高(当時、兵曹判書)は、実は彼の庇護者であり、デニーやウェーベルと親しい交流をしていた人物だったのである⁽⁴⁾。したがって、彼は韓圭高を通じてデニーの『清韓論』の原稿を入手し、それが出版される以前にすでに「國權」の著作を完了していた、という可能性がないとは言えない。

一 国際秩序観の転換の背景

華夷秩序は、朱子学的な天理自然(権)⁽⁵⁾や儒教の均分主義⁽⁶⁾に基づき、人間関係から国家間の関係までを規律する秩序であり、その意味において、「階序的で不平等な秩序」というより、「階序的ではあるが平均的な秩序」と解釈することができる。特に国家間の華夷秩序とは、天理自然(権)としての国家主権や均分主義に基づいた万国平均観念によって規律される「国際」秩序である⁽⁷⁾。華と夷を区分する観念(いわゆる中華意識、または華夷意識)には、中国のみが、あるいは自国のみが中華だという偏狭な中華意識と、華と夷とは(中華)文明の有無によって移転・共有が可能だという開かれた中華意識とが併存している。

明清交替期を経、清朝＝夷狄王朝が成立した後、朝鮮の中華意識には次のような変化が生じた。まず、清朝＝夷狄王朝を蔑視し、朝鮮こそが唯一の中華だとする偏狭な(小)中華意識が生まれた。この意識は、北伐論者の宋時烈(1607～89年)の老論系が朝鮮の執権主流派となり、清朝滅亡まで、朝鮮の朝野に広まっていた。次に、清朝が中華文明を守護している現実を認め、清国も、朝鮮も中華だという意識であり、これは開かれた中華意識が復活したものであると言えよう。

第三に、朝鮮の「実学」派、特に「北学」派と呼ばれる官僚の中からは、華と夷を区分する観念そのものを否定することによって、(小)中華意識の偏狭さを脱皮しようとする意識が生まれた⁽⁸⁾。たとえば、洪大容(1731～83年)は「天円地方」説を批判し、地球地転説を主張した上、次のように述べている。

中国之於西洋，經度之差至于一百八十，中国之人，以中国為正界，以西洋為倒界，西洋之人，以西洋為正界，以中国為倒界，其实載天履地，随界皆然，無橫無倒，均是正界。(『湛軒書』「盤山問答」，二一面)

すなわち中国も、西洋諸国も、自国が正界（中心）だと考えているのが自然だということである。彼は次のように述べている。

天之所生，地之所養，凡有血氣，均是人也。出類拔華，制治一方，均是君王也。重門深濠。謹守封疆，均是邦国也。章甫委貌，文身雕題，均是習俗也。自天視之，豈有内外之分哉。是以各親其人，各尊其君，各守其国，各安其俗，華夷一也。（同上，三六面）

すなわち、人も、君主も、国家も「均しい」ものであり、内外の分もなく、華と夷の区分もない「華夷一也」ということである。

もちろん、洪大容が上記の意識を持っていたとしても、中華意識までを完全に切り捨てたとは言えないかも知れない。しかし、彼の意識の中で、華夷秩序における華と夷との区分やその間の階序観念が解体され、その分、万国平均観念が浮上するという変化が起きたのは明らかである。こうした意識の変化は、「北学派と開化派を結節させた中心人物」⁽⁹⁾と呼ばれる朴珪寿（1807～77年）に引き継がれ、彼の「開国」論理⁽¹⁰⁾に反映されたが、朴珪寿の門下の一人であった兪吉溶においては、さらに変容していったのである。

二 国際秩序観の転換—国家平等観念の導入

兪吉溶は、国権、すなわち一国の権利を「国中の一切の政治及び法令がその政府の立憲に自ら遵う」という内用主権と「独立と平等の原理によって外国との交渉を保守する」という外行主権との二つに分けている（「邦国の権利」，105ページ，ページは『兪吉溶全書Ⅰ，西遊見聞』，以下同）。つまり、彼の国権とは国家の対内外主権を指す。彼は次のように述べている。

一國の主権は，形勢の強弱と起源の善否や土地の大小と人民の多寡を論ぜず…天下の何れの国であれ，他邦と同有する権利である。…独立自守を基礎とし，その主権の権利を自ら行なうのである。即ち各邦の権利は，互い

に係わる職分の同一な様子によりその徳行及び慣習の制限を立てるものである。このように邦国に帰属する権利は、国の国たる道理のために…本を立てる権利である（105～6ページ）。

この引用文の前半には欧米国際法における自然法的な国家平等観念、後半には「互いに係わる職分の同一」という相互主義⁽¹¹⁾や「徳行、道理」という儒教の道徳主義がそれぞれ反映されている。

国権の色々な種類を各論する中で、たとえば「独立する権利」とは「国家の地位及び声名の実状関係」によって「万国の平均する礼数と敬重する待遇を互に行なう」ということである（107ページ）。ここにも道徳主義、相互主義が反映されている。また、ここには前述した万国平均観念が現われている。つまり、彼の国権とは、一国のもつ一方的な権利でなく、国際関係の中で「均分」して相互的に享有すべき権利であり、道徳的な義務を伴うべき権利なのである。

彼は「大国も一国であり、小国も一国である。国の上に国が更になく、国の下に国が亦ない。一国の国たる権利は、彼此の同然な地位で、分毫の差殊も生じない」（108ページ）というが、これは「天賦国権論」ともいうべき自然法的な国家平等論である。しかし、「物の斉しからざる（『後漢書』「爰延伝」の「夫物之不斉，物之情也」）が故に、諸人の強弱と貧富には必然的にその差異がある」（108ページ）と述べている。つまり、人々は現実的に平等でなく、それは国家も例外でないということであろう。

国家は、原理的に平等であるが、現実的に不平等である。だから、各国は「邦国の交際を亦公法で操制し、天地の無偏な正理で一視する道を行なう」ことによって「平均の地位を保守」するのである（108ページ）。換言すれば、天賦国権的、自然法的な国家平等という原理は、公法や正理に基づいて公に平均することによって実現するもの、あるいは、実現させるべきものだということである。このように、彼の国家平等観念には、公法の平等観念とともに朱子学的な天理、天理自然（権）や儒教の平均概念が混在している。

公法とは、当時、万国公法と呼ばれた欧米国際法を指すが、彼のいう公法は、それと必ずしも一致するものではない。これは「公は平分なり」の公と、「自然の道理に基づいて人世の綱紀を立てる」（「法律の公道」, 283 ページ）法との、合成語・概念であると理解してよかろう。もちろんこれは、欧米国際法、特にその自然法的な観念を踏まえた上、成り立つものである。彼の公法概念には、欧米国際法と伝統的な礼法との両観念が内包されているのである。こうした公法や国権が保障される、いや保障されるべき国際秩序の中では、「諸国が友和の意で、平均の礼を用いて約款を互換し使節を交派し、強弱の分別を立てずにその権利を相守り、侵犯しない」（108 ページ）のである。なぜなら、「他邦の権利を敬わざれば、これは自己の権利を自ら毀ることになるので、自ら守る道に謹慎する者は他人の主権を損なわない由縁」（108～9 ページ）である。

三 国家間関係の現実への認識と批判

兪吉濬は、「国の大小と強弱により、（弱小国が）その形勢の敵えないことが生じる」（109 ページ）という現実的な国家不平等を認めている。また、これに乗じて「強大国が公道を顧みず、その力を自ら恣にしている」のも現実である。弱小国は、こうした現実を凌ぐための工夫をしなければならない。

まず、彼は弱小国を「他邦の保護を受ける受護国」（たとえば、欧米国際秩序の中で弱小国）と「他邦に貢物を遺贈し…攻伐を免れる贈貢国」（たとえば、華夷秩序の中での弱小国、即ち属国、属邦）との二つに分けている。しかし、これらの弱小国は「その自保する道のために」そうするのみである。したがって「受護および贈貢という関係では、その主権と独立権が少しも減損しない」のである。すなわち、これらの弱小国は「内治と外交を自主し、外国の指揮を受けない者として、正当な独立国だ」（109～10 ページ）ということである。次に、受護国の中には半独立国、あるいは属国＝植民地などが存在することを認めて

いる。

しかし、彼はこれらの弱小国が「急迫した境遇に当たり、その内外事務において有事、他国の命令に服従し、権力を許したとしても、その主権は毀傷を受けない」とした上、次のように主張している（110 ページ）。

弱小国がその独立を保存するの（ために）は、強大国の意旨を顧望し、その蚕食する侵伐を恐懼するもの（が必要）である。これを恐懼するから、その（強大国の）明言、あるいは暗指する有事の命令に服従する（こともある）。しかし、…これによって強大国が弱小国を統轄する権力も生まれず、弱小国は強大国に付属する関係も起こらない。…弱小国もまた一独立主権の政治（を行なうべき国）である。

換言すれば、「強大国が（弱小国に対して）統轄権を執るに能わず、弱小国に命令する正例もないし、（弱小国は）服従する正例もない」（110～1 ページ）のである。彼にとって、「権利は天然の正理」「形勢は人為の剛力」であり、「強大国が自分の裕足な形勢を擅に用いて弱小国の適当な正理を侵奪するのは、不義の暴挙で無道の悪習であり、公法の許さざる者」（111 ページ）なのである。

1 贈貢国と受貢国との関係—伝統的な朝貢体系の容認

兪吉濬は、贈貢国と属国（属邦）とを次のように区別し、解説している（112 ページ）。

属邦は、その服事する国の政令制度を一遵し、内外諸般事務を自主する権利が全くない。贈貢国は、強大国の侵伐を免れるために、その敵せざる形勢を自ら考慮し、本心に合わないが、約章を遵守し、貢物を贈遺し、その享有する権利の分度において独立主権を獲存する。したがって贈貢国は、諸他の独立国の保有する諸権を行ひ得、世界中の堂々たる一独立主権国である。しかし、属国は結約する権利がない。故に、贈貢国は他の独立主権

国と同等な修好航海および通商諸約を議定し得るが、属国は領事および貿易事務官の外、総領事も派出する権利がない。また、贈貢国はその訂結した約款を憑遵し、締約諸国に各級使節を派聘し、交戦および決和を宣告する権利がある。が、属国にはこれがない。

つまり贈貢国（朝貢体系の中での属国、属邦）は、国際上の権利の有無からみて、属国（欧米国際秩序の中での植民地）と異なる「堂々たる一独立主権国」だということである。これは、贈貢国が一伝統的な朝貢体系の中では「内治、外交は自主」であることを当時の国際法に基づいて解釈したものである⁽¹²⁾。

ところで、彼の朝貢体系に対する観点を探るために、上記引用文の第二の文章を分析してみたい。彼にとって朝貢体系とは、贈貢国が「強大国の侵伐を免れ、独立主権を獲存する」ために維持するものだとし、贈貢国の安全保障体制として機能するという正の意義を認めている。が、「約章を遵守し、貢物を贈遣」すること、すなわち朝貢体系を維持することは「（贈貢国の、あるいは自分の）本心には合わない」のである。つまり、彼は朝貢体系に対する愛憎の両面を抱いていたのである。

彼は、贈貢国と受貢国との関係＝朝貢（宗属）関係を次のように説いている（114ページ）。

そもそも国は、その処地と形勢を自ら知るのが貴いのである。弱国（の中に）は不幸な事情で強国に贈貢するという一つの関係（を維持すること）がある。すなわち両国間の交渉する礼度と法例を遂に定めて、強国は受貢する権利を保有し、公法の承認によってその基礎を確立し、他邦の挿入と干渉を容れないのである。したがって贈貢国と受貢国とが会議し、廃貢する約款を認訂する前には、贈貢国がその貢を贈らなければ、これは旧約に遵わないことになる。そもそも約章の違背は信義を損毀することなので、公法の取らない（許さない）ことである。受貢国が干戈を動かしてその廃貢を問罪しても、天下にその辞がある（他の諸国は干渉できず、その問罪

を認める)のである。(逆に受貢国は)もし贈貢国が旧来の約旨を謹守し、修貢するという信義を棄てない時には、その他の権利を侵奪することができない。

すなわち朝貢関係とは、贈貢国と受貢国との両国が「礼度と法例」の伝統に基づいて結んだ関係であり、公法も承認する関係である。したがって、これは他国の干渉を許さない関係であり、その維持や廃棄はあくまでも両当事国が自主的に決める事項である。また、贈貢国と受貢国は、朝貢関係を結んだ以上、互いにその「約章」を守るべき義務とともに権利を持つ。こうした朝貢関係の解釈にはやはり彼の道徳主義、相互主義、均分主義や公法観念などが現われている。が、国家平等観念は尾を隠している(実は、留保されている)。

このように、彼は朝貢関係を容認している。しかし、この容認にはいくつかの猶予があることに気付く。まず、彼にとって朝貢関係とは、贈貢国が「不幸な事情で」結んでいるものである。次に、朝貢関係が「贈貢国と受貢国とが会議し、廃貢する約款を認訂」すれば、それを破棄することもできるという。最後に、おそらく彼が一番強調したいことであろうが、受貢国は、贈貢国の義務たる「修貢」を守らせる権利を持つが、「その他の権利を侵奪する」権利は持てないということである。こうした言説には、彼の朝貢関係に対する愛憎の錯綜が見える。

引き続き彼は、「貢物の贈遺とは、弱国がその権利を保存するために」行なうものであり、「我が貢を受けて、我が権利を侵さないという大旨をもって、強弱国が互いに認める約章である」と繰り返し述べている(114～5ページ)。換言すれば、朝貢関係とは、贈貢国の「安全保障」を守るために存在するものであり、その(前提の)下で形式的な儀礼としての朝貢を行なう以上、贈貢国の「内治、外交は自主」は守られる(べき)ものである。すなわち彼の容認するのは、こうした条件を満たしていた、あるいは守ってきた伝統的な朝貢関係であった。逆にいえば、彼は一甲申政変を起こした急進開化派と違って一朝貢関係自体を

打破しようとはしなかったことになる。が、果たしてそうであろうか？

「もし、(受貢国が) その貢を受けて(いるにもかかわらず)、またその(贈貢国の) 権利を欲侵すれば」、即ち「受貢国が約章の明訂した大旨を背棄し、その強大なる形勢を自ら恣に」すれば(115 ページ)、贈貢国はどのように対処すべきであろうか。「国権」では「宜しく貢を絶ち、抗辞することによって、その無道の習を論ずることが可也」(『全書IV』, 40 ページ)という答えを表明している⁽¹³⁾。つまり、受貢国が贈貢国の「内治、外交は自主」を侵害した(「約章」を破棄した)以上、贈貢国もその「約章」を廃棄し、朝貢関係を打破する権利があるということである。ただし「邦国の権利」では、「その不公正な虐待と無礼な暴挙を疾悪し、その心は楽しくないけれども、有時、その指揮にむりに従いながら自保する計を作る(ことしかできない)が、これによって(でも)その権利には影響が及ばない」(115 ページ)という叙述に止まっている。

2 「両截躰制」とその批判

朝貢体系の下で、贈貢国の内治と外交は自主である。しかも現実的に「受貢国と同等の約を結んだ諸国は、贈貢国とも平均の礼数を行って同等の約を結んで」いる(115 ページ)。彼は次のように述べている(116 ページ)。

天下の尊重する独立主権の諸大国とは、受貢国も同等約を結び、贈貢国も同等約を結んでいる。すなわち、受貢国の同等約国は贈貢国の同等約国であり、贈貢国の同等約国は受貢国の同等約国である。

すなわち贈貢国も、受貢国も、条約体系における主権国家との間で同等な条約を結んでいる意味において同等関係だということである。

もちろん同等な条約と言っても、現実的にそれは不平等条約であった。が、贈貢国も、受貢国も「同等な」不平等条約を結んでいた意味において同等関係であるということには変わりがない。ただ、彼はそうした現実論ではなく、当

為論の立場を取っている。つまり彼のいう同等な条約、同等関係とは、天賦国権的、自然法的な国家平等観念に基づいた平等条約、平等関係を指すと理解してよからう。

受貢国が「贈貢国を命令し、諸国との同等約を辞却」させること、「(諸国に請願して) 贈貢国との同等約を消抹する」こと、「受貢国が…已に派遣した使節を遞回し、已に開いた港を閉鎖し、万国の間に傲然と独処する」ことは「不可」である(116～7ページ)。にもかかわらず、「受貢国が…諸国に向かっては同等の礼度を行なう(一方)、(他邦では) 贈貢国にたいして独尊の躰貌を擅にする」(117ページ)という現象が起きていた。彼は、こうした現象を「贈貢国の躰制が受貢国と諸他国に対して前後の両截であり、受貢国の躰制も贈貢国と諸他国に対して亦両截である」とし、これによって形成された体制を「両截躰制」であると命名している。「両截躰制」とは、1882年の壬午軍乱以降、清国が朝鮮の内治、外交に干渉することによって変質した朝貢体系と、朝鮮も、清国も、それぞれが欧米諸国や日本と平等関係を結んで参加した条約体系との二重体系を指す概念である。

「両截躰制」を形成し維持していた受貢国(=清国)の行為に対し、彼は「虚名を尚び、実理を棄てること」(116ページ)や「公法的一条も設けない(許さない)こと」(117ページ)であると批判している。そして彼は、「強国の君も君である。弱国の君も君である。…受貢国の君主が贈貢国の君主に同等な礼を許さなければ…万国の品例に合はないことである」(117～8ページ)とし、受貢国と贈貢国との関係、即ち朝清両国の関係が「同等」であるべきだと主張している。

「両截躰制」を批判する際、彼は朝貢体系の維持と打破との間で、どちらの路線を目指しているのであろうか。その際、彼が「変質した」朝貢体系を打破しなければならない、換言すれば、少なくともそれを伝統的な朝貢体系(「内治、外交は自主」)へ回帰しなければならないと考えていたのは明らかである。すな

わち彼は、当時の朝貢体系を維持する路線には反対していたのである。では、朝貢体系そのものを打破する路線には賛成していたのか、あるいは反対していたのか。

結論的に言えば、「両截躰制」を批判する際、彼は、朝貢体系そのものを打破するか、あるいは、その変質のみを修正し、伝統の朝貢体系に回帰させるかという二つの路線の間で悩んでいたと思われる。当時、彼は朝貢体系の変質に対しては失望、不信を明らかに表明した。が、にもかかわらず、その安全保障体制としての機能に対する期待と信頼を完全に諦めた訳ではない。また、もし彼が朝貢体系そのものを打破しようと考えていたとしても、当時の情勢の下で、そうした見解を表明し得なかったのであろう。

しかし情勢の如何によってではあるが、彼が究極的に目指していた路線は朝貢体系の打破であったと言ってもよい。「国権」と「邦国の権利」の中で、国家主権平等を詳細に説いた上、「両截躰制」を批判する際、朝清両国の同等＝平等関係を主張していることがその証拠であると言えよう。また、情勢が変化した後のことではあるが、もう一つの証拠がある。日清戦争中、彼が軍国機務処の主導者として登場した際、その議案の第一号は「従今以後、国内外公私文牒、書開国紀年事」、第二号は「与清国改正約条、復派送特命全權大使于列国事」であった。つまり、清国との朝貢（宗属）関係を打破し、対等な外交関係を結ぶことであったのである。

3 属国（＝植民地）批判

兪吉濬は、上記したように、独立主権の制限される「半独立国、あるいは属国」の存在を知っていた。そして贈貢国の「独立、主権性」を論証するために、属国の「無独立、無主権性」を利用し、それを強調した。しかし、これらは、弱小国という存在（Sein）の現実を説いたものであり、その独立主権の制限を

当為 (Sollen) として認めたものではない。

彼は、属国に関して、次のように述べている (113 ページ)。

属国は現世に合わない名称である。この意は、一国の軀制を立てたものが弱小であるとしても、強大なものが形勢をもって統合する権利はないことを指す。仮令、弱国が強国の悖戻な怖嚇、暴礪なる逼勅によって、その自保する (ための) 道として (仕方なく) 旧無の属国の軀制を一時的に自認したとしても、これによってその完久な権利を失うことはない。威逼の下での承認は無効であり、その承認は合法的な挙措にはならない。したがって百度の承認を勅行しても、一条の公法で消抹される (べき) ものである。すなわち彼は、属国=植民地を否定している。その否定の根拠は、「強制による条約は無効」という公法の学説から求められている。

引き続き彼は、「公法が天下に行なわれて各国の相与する権利を維持する。真正な公道は大小の分と強弱の弁によって異同を立てない」(113 ページ) とし、「邦国の権利は威逼と私断で遷動することができないものである」(114 ページ) と述べている。彼は、列強の権力政治とそれによる属国の支配、また、これを容認する欧米国際秩序の「負の側面」を批判しているのである。列強が属国の「自由の権利を侵奪し、残忍な施措と苛虐な待遇を恣に行なう」ことは、「天下の公道がこれを許さない」のである (115 ページ)。

おわりに

敵吉濬は、欧米国際法の国家平等観念を華夷秩序の万国平均観念に基づいて理解し、天賦国権、天理自然 (権) の、自然法的な主権平等論を主張した。そして「両截軀制」や「変質した」朝貢体系を批判し、属国 (植民地) を否定的にみていた。つまり彼は、国家の大小強弱による支配-服従関係や権力政治、擬制的な国家平等などを否定したのである。

彼は、「強制による条約は無効」を根拠とし、属国＝植民地を否定しようとした。が、欧米国際法の学説の中から、強制による条約に対する批判が現われたのは、第一次世界大戦後のことであり、その無効を規定した「条約法に関するウィーン条約」が採択されたのは1969年のウィーン外交会議のことであった。

彼の国際秩序観には、当時の朝貢体系や欧米国際秩序の持つ負の側面を止揚しようとした新しい国際秩序の構想が含まれている。筆者はそれを、当時の欧米国際秩序＝国家平等秩序と区別し、「万国平等秩序」と命名したい。この「万国平等秩序」は19世紀後半の国際秩序に対する反体制としての、近代を超える脱近代の意義を持っている。

- 1 李光麟「兪吉濬の開化思想」(『韓国開化思想研究』重版、ソウル：一潮閣、1981)、柳永益「甲午更張以前の兪吉濬」(『甲午更張研究』一潮閣、1990)、月脚達彦「開化思想の形成と展開—兪吉濬の対外観を中心に」(『朝鮮史研究会論文集』No.28、1991) 参照。
- 2 鄭容和『兪吉濬の政治思想研究』(ソウル大学大学院外交学科博士論文、1998、2) 参照。
- 3 デニーが赴任するまでは、次のような経緯があった。デニーの前任者は、やはり李鴻章の推薦で、壬午軍乱後の1882年12月に朝鮮に赴任して外衙門協弁事務兼総税務司を務めたメレンドルフ(P.G. von Moellendorf、穆麟德、1847～1901年)である。メレンドルフは、反清的な急進開化派が1884年12月に起こした甲申政変までは急進開化派と対立していたが、政変の失敗後、朝鮮朝廷に広まった反清感情に同調、朝廷の一部勢力が推進したロシアとの密約企図(1885年春～夏、第一次朝露密約事件)に加担した。この事件が発覚されるや、李鴻章は朝鮮政府に圧力をかけてメレンドルフを解任し、その代わりに上海駐在アメリカ総領事であったデニーを招聘し朝鮮に派遣したのである。

また、李鴻章は、朝廷の反清勢力と目された閔妃や閔氏勢力を牽制するために、1885年9月、大院君(壬午軍乱に際して政権を握ったが、軍乱を鎮圧した清国軍に拉致され、天津の保定府に幽閉されていた)の帰国措置を取った。さらに李鴻章は、同年11月に袁世凱に駐劄朝鮮総理事交渉通商事宜という職位を与えて再派遣し、朝鮮の内治、外交を監督させた。

- 4 メレンドルフの自伝, *Ein Lebensbild*, 高炳益『ドイツ人穆麟徳の任用』『東アジアの伝統と近代化』(ソウル:三知苑, 1984)の翻訳参照。因みに、メレンドルフは解任後にも清国に居住しながら、後任者のデニーの活動に注目していた。
- 5 朱子学における「天理自然」は、天の理=自然の法則であり、これに準えた人間の理=本然の性+気質の性であると解釈される。人間は、この「天理自然」に基づく当然の権利を持つので、これが「天理自然権」なのである。この場合、「天理自然権」とは、人間が生れながら持つ権利として、欧米の「天賦自然権」と相通ずる。ところが、人間は、社会における理=道德、法律などによって規律される(べき)秩序を作り、維持する(しなければならない)。したがって人間は、権利を持つと同時に、理=道德や法律に従う(べき)義務をも持つ(持たなければならない)のである。つまり「天理自然権」とは、それ自体が義務を内包している、「義務含みの権利」ということである。
- 溝口は、朱子学において、理=道德による身分的上下秩序が自然法則と同様、所与かつ不可変だという通説に反論を提起している。つまり、朱子学の封建性は、人欲=自然が強く意識され始める明末清初以降には、身分的上下秩序の枠内ではない、崩壊の道を歩んでおり、さらに清末には、理は政治・経済的な平等を内容とする公理となり、それが人間の自然権として主張されたということである(溝口雄三『中国前近代思想の屈折と展開』東京大学出版会, 1980, 第4章参照)。
- 6 儒教は、その理念においては「天=自然は全て人の物」として「公」であり、「公」とは「平分」、即ち公平であるという思想を持っている。と同時に、現実の人間社会、特に「私」の領域においては、人の間に地位、強弱、貧富などの差が存在しており、各々の人間の「分」が違うということを認める。「均分主義」とは、この「分」の差、違いを正すために、少なくとも「公」の領域においては「平等して均等に配分すること」を目指すというものである。
- 「均分主義」は、例えば『説文解字』の「公は平分なり」、『呂氏春秋』(「貴公」)の「天下は一人の天下に非ず、天下の天下である」、『礼記』(「礼運篇」)の「大道が行なわれれば、即ち天下為公」(「大同」を論じている部分)という理念に基づいている(溝口雄三『中国の公と私』研文出版, 1995, 参照)。
- 7 拙稿「欧米国際秩序と東アジア国際秩序」『北九州大学外国語学部紀要』第82号, 1994・10, 「近代における東アジア地域秩序の再構築」加藤祐三編著『近代日本と東アジア』(筑摩書房, 1995), 「華夷秩序の再解釈」『伝統と近代』(ソウル:伝統と近代社, 1997秋)参照。
- 8 「実学」「北学」に関しては、姜在彦『新訂朝鮮近代史研究』(日本評論社, 1982)

の第一章、同『朝鮮の攘夷と開化』（平凡社選書 51, 1978）の I, 同『朝鮮の開化思想』（岩波書店, 1980）の第一、二章や朴忠錫「李朝後期における政治思想の展開」(一)~(三)『国家学会雑誌』（88—9・10, 88—11・12, 89—1・2）。

洪大容に関しては、金泰俊『虚学から実学へ十八世紀！ 朝鮮知識人洪大容の北京旅行』（東京大学出版会, 1988）参照。

- 9 姜在彦『近代朝鮮の变革思想』（日本評論社, 1973）, 7 ページ。
- 10 朴珪寿の「開国」論理に関しては、姜在彦『朝鮮の開化思想』（第四章, 第二節）と原田稔『朝鮮の開国と近代化』（溪水社, 1997）の第二篇参照。
- 11 田鳳徳は「職分というのは義務（duty）を指すその当時の用語であるから、国家の主権を対外的に相互侵犯しない国際法上の義務の相互性（reciprocity）」であると解釈している。田鳳徳『西遊見聞』と兪吉濬の法思想』『韓国近代法思想史』（ソウル：博英社, 1981）, 202 ページ。
- 12 これは、当時の欧米諸国や日本の主張と同じ立場である。

『万国公法』（第一巻第二章第十四節「進貢藩属所存主権」）には、その題名から分かるように、「進貢藩属」国（一贈貢国）が主権国であると解釈されている。その一節を引くと、「進貢之国、並藩邦、公法就其所存主権多寡、而定其自主之分、即如欧羅巴滨海諸国、前進貢於巴巴里時、於其自立自主之権、並無所碍」としている。また、原著の原文は次の通りである。

「Tributary States, and the States having a feudal relations to each other, are still considered as sovereign, so far as their sovereignty is not affected by this relations. Thus, it is evident that the tribute, formerly paid by the principal maritime powers of Europe to the Barbary States, did not at all affect the sovereignty and independence of the former.」, H. Wheaton, Elements of International Law, G.G. Wilson, ed. (Oxford : At the Clarendon Press, 1936) , p.48.

- 13 この答えを表明してはいるが、引き続き彼は「本より形勢が敵わず、偏屈の拳を致すことになる。(したがって)その失信悖礼、棄公背誼を疾悪しても、敢て争い諍らず、有時にはその指揮に強従し、姑息の保守を自ら作る」と述べている。この文章には、朝鮮における甲申政変の失敗や、その後、清国の干渉政策を甘受していた当時の現実に対する嘆きが現われていると思われる。